

通所介護(通所リハビリテーション)事業所の算定区分(規模)の確認について

通所介護事業者及び通所リハビリテーション事業者は、**毎年3月**に事業所規模算定区分(規模)の確認を行う必要があります。各事業所でご確認のうえ、現在届け出ている算定区分(規模)に変更があれば下記の必要書類をご提出ください。変更がない場合は提出不要です。

1. 対象となる事業所

4月1日以降も引き続き事業を実施する事業所

2. 確認方法

「通所介護(通所リハビリテーション)算定区分確認表」により事業所規模を確認してください。

3. 提出書類

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(様式-算定体制)
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(該当サービスの様式を使用)
 - ※**原本と写し**を提出してください。
 - ※「異動(予定)年月日」の欄は、**提出年の4月1日**としてください。
 - ※「施設等の区分」の欄のみ記入してください。
- 算定区分確認表(該当サービスの様式を使用)
 - ※事業所の指定(又は再開)時期に応じて計算方法が、(ア)(イ)の2パターンあります。
 - いずれかの該当する算出方法を用いて計算してください。
 - (ア):提出年の4月1日現在、事業実績が6か月以上ある事業所用
 - (イ):提出年の4月1日現在、事業実績が6か月に満たない事業所用
- 返信用封筒(切手貼付・返送先記入)

4. 提出期限及び提出方法

提出期限: **毎年3月15日(3月15日が土日祝の場合、直前の当課の最終営業日) 必着**
提出方法: 郵送

5. 様式ダウンロード

【通所介護】

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/kaigohoken/kaigo_jigyousya/shoshiki_download/kyotaku_service/tusyokaigo.html

【通所リハビリテーション(介護老人保健施設)】

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/kaigohoken/kaigo_jigyousya/shoshiki_download/kyotaku_service/tusyorihabiri.html

【通所リハビリテーション(病院・診療所)】

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/kaigohoken/kaigo_jigyousya/shoshiki_download/kyotaku_service/iryominashi-turiha.html

【提出・問合せ先】

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係
TEL:06-6858-2868
FAX:06-6858-3146
E-mail: chouju@city.toyonaka.osaka.jp